

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和2年9月30日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立小・中学校ICTアドバイザー業務委託

(2) 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う学校休業に喫緊に対応し、未来志向の新たな学びのあり方につなげるため、区立小・中学校に整備済み及びGIGAスクール構想により整備されるICT環境を活かして、より効果的な児童生徒の学習の実現や、それに必要な教員のICT活用スキルアップなどを実現する。

(3) 履行期間

令和2年11月1日～令和3年3月31日

(4) 業務内容

- ①児童生徒1人1人の学びの履歴を蓄積し、児童生徒の将来に活用するための仕組みづくりへの支援
- ②児童生徒の学習状況を分析し、教員による学習支援に活用するための仕組みづくりへの支援
- ③教員間の情報の共有化のための仕組みづくりへの支援
- ④教育委員会事務局による教員育成案作成の支援

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 本業務の運営についての考え方・手法は適切であるか

- (3) 本業務について、適切な支援が期待できるか
- (4) その他、本業務を円滑に実施するための取組・工夫等について期待できるか。
- (5) 本業務を円滑に実施するために十分な体制が確保されているか。
- (6) 提案内容に実行性や具体性はあるか
- (7) 受託経費見積りの妥当性
- (8) 経営状況
- (9) 類似業務に係る受託実績等

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育指導課（第2庁舎3階36番窓口）

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話 03-5432-2724 ファクシミリ 03-5432-3041

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和2年9月30日（水）から令和2年10月5日（月）まで
土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時

②場所 上記5（1）に同じ。

③方法 希望者に直接無償交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和2年10月5日（月）午後5時まで

②提出場所 上記5（1）に同じ

③提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和2年10月19日（月）午後5時まで

②提出場所 上記5（1）に同じ。

③提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は無し。
- (5) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (6) 事業者からの提出物は返却しない。
- (7) 特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル方式の透明性・公正性を確保する観点から、当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することができる。
- (8) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (9) 詳細は、提案条件説明書による。